



平成 21 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名  
代 表 者 名  
コ ー ド 番 号  
問 合 せ 先

コ ン ビ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 松 浦 弘 昌  
7 9 3 5 東 証 第 1 部  
執 行 役 員 総 務 人 事 部 長 鈴 木 一 郎  
T E L ( 0 3 ) 5 8 2 8 - 7 6 6 6

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

以上

(別紙) 変更の内容

下線部が変更箇所

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><u>(株券の発行)</u><br/>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。<br/>(単元株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は、500株とする。<br/><u>(単元未満株券の不発行)</u><br/>第9条 当社は、第7条の規定にかかわらず、<br/><u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u><br/><u>ただし、株式取扱規程に定めるところにつ</u><br/><u>いては、この限りでない。</u><br/>(単元未満株式についての権利)<br/>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同<br/>じ)は、その有する単元未満株式について、<br/>次に掲げる権利以外の権利を行使すること<br/>ができない。<br/>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる<br/>権利<br/>(2) 会社法第166条第1項の規定による<br/>請求をする権利<br/>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株<br/>式の割当て及び募集新株予約権の割<br/>当てを受ける権利<br/>(株主名簿管理人)<br/>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所<br/>は、取締役会の決議によって定め、これを<br/>公告する。<br/>3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、新株</u><br/><u>予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事<br/>務は、これを株主名簿管理人に委託し、当<br/>会社においては、これを取り扱わない。<br/>第12条～第38条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> | <p>(削 除)<br/>(単元株式数)<br/>第7条 (現行どおり)<br/>(削 除)<br/>(単元未満株式についての権利)<br/>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株<br/>式について、次に掲げる権利以外の権利を<br/>行使することができない。<br/>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる<br/>権利<br/>(2) 会社法第166条第1項の規定による<br/>請求をする権利<br/>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株<br/>式の割当て及び募集新株予約権の割<br/>当てを受ける権利<br/>(株主名簿管理人)<br/>第9条 (現行どおり)<br/>2. (現行どおり)<br/>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿<br/>に関する事務は、これを株主名簿管理人<br/>に委託し、当会社においては、これを取<br/>り扱わない。<br/>第10条～第36条 (現行どおり)<br/>附 則<br/><u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその</u><br/><u>他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月</u><br/><u>5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当会社</u><br/><u>においては取り扱わない。なお、本附則は、平成22</u><br/><u>年1月6日をもって、自動的に削除されるものとす</u><br/><u>る。</u></p> |